

令和5年4月1日

## 営業所における専任技術者の取扱いについて

建設業法第7条第2号及び第15条第2号において、建設工事の請負契約の適正化を図り、発注者を保護すること等を目的に、建設業の許可の要件として、建設業者は営業所ごとに専任の技術者を置かなければならないとされています。営業所における専任技術者は、営業所に常勤して専らその職務に従事することが求められています。

しかし、建設業においては、これまで以上に生産性の向上が求められており、これに伴い建設業者において技術者の配置及び運用に対する関心も高まっていること等から、本市において営業所における専任技術者（以下「営業所専任技術者」という。）の取扱いを下記のとおり実施しますのでお知らせします。

### 記

#### 1 実施内容

営業所専任技術者の工事の配置について、一定の条件を満たせば、専任を要しない工事の主任技術者となることができます。

#### 2 条件

- (1) 当該営業所において請負契約が締結された建設工事であること
- (2) 所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること
- (3) 当該工事の専任を要しない主任技術者であること

#### 3 適用時期

令和5年4月1日以降に入札公告等を行う建設工事から適用します。

#### 4 専任を要しない工事

契約額4,000万円未満（建築は8,000万円未満）の工事

- ※ 契約額が4,000万円以上（建築は8,000万円以上）の工事においては、専任を要する工事であるため、営業所専任技術者を配置することはできません。また、現場代理人は現場に常駐しなければならないため、兼務の緩和対象となる工事以外は、営業所専任技術者は現場代理人になることができません。